

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
がとる日
の翌日)

目 次

◇ 告 示 国民健康保険法第三十九条第一項による登録があつたものとみなされるもの

保安林予定森林

鳥獣保護区の存続期間の更新

銃猟禁止区域の設定

基本測量を実施する旨の通知

◇ 告 砂利採取業務主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百五十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険業剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規

定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

破

二

朗

登録の記号及び番号

氏 名

登 録 の 年 月 日

鳥国医第一、六〇〇号

早 瀬 啓

昭和四十六年六月十五日

鳥取県告示第五百五十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

破

二

朗

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字宝谷字糠谷山一七三の一、大字印賀字道ノ子山三

五の三並びに字二部山三二、及び三三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第五百五十八号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第七條第二項の規定に基づき、昭和四十一年六月鳥取県告示第三百三十八号をもつて設定した鶴ノ池鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第十八條の規定により告示する。

昭和四十六年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	区 域	更新する存続期間及び面積
鉢 伏 山 鳥獣保護区	東伯郡東郷町大字川上地内東郷町 上水道源地を基点とし、県道鉢伏 田畑線を東南に進み、川上峠に至り、 同峠から東郷町と青谷町の境界線を 北に進み、山道上湯棚冥加谷線との 交差点に達し、同点から同山道を東 方に進み、農道妙見谷線に至り、同 農道を北東方に進み、同農道の基点 に至り、同点から勝部川左岸を北方 に進み、町道宮前橋西詰に至り、同 所から山道楠根方地越線を北西に進	昭和四十六年 七月一日から 昭和五十六年 六月三十日まで 四七五ヘクタール

み、青谷町と東郷町の境界線に至り、同所から東郷町大字白石字上野内大平から、字寺所隠谷の境界線を西南に進み、ヤナガ谷、清水谷の陵線を南に進み、旧舎人村と旧松崎町の境界線に至り、東郷町大字川上字駄床と字高辻畑の境界線を通り基点に至る線に囲まれた一円の区域

鳥取県告示第五百五十九号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十五条において準用する同規則第二十四条の規定により告示する。

昭和四十六年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	区 域	存続期間及び面積
	鳥取市丸山町地内国道九号丸山橋東詰めを起点とし、同点から国道九号を南西に進み、八千代橋東詰めに至り、同所から県道田島片原線及び市道西品治行徳線を南方に進み、千代橋東詰めに至り、同所から県道鳥	

千代川・湖山
銃猟禁止区域

取鹿野倉吉線を東方に進み、同線と国道五三号との交差点に至り、同点から国道五三号を南方に進み、円通寺橋西詰に至り、同所から千代川堤防上の歩道を北西に進み、市道長谷七号線に接続し、同線を北西に、さらに南西に進み、県道長谷鳥取線の長谷橋南詰めに至り、同所から県道西詰めに至り、同所から国道九号を西北方に進み、溝川左岸を河口まで進み、同所から海岸線を東方に進み、賀露港に至り、同所から千代川河口右岸に渡り、千代川右岸に沿って袋川合流点まで進み、さらに袋川の右岸に沿ってさかのぼり、丸山橋起点に至る線で囲まれた一円の区域

江府町御机地内の県道如来原倉吉線と笠原開拓道路分岐点を基点とし、同基点から県道如来原倉吉線を北東方に進み、蒜山大山有料道路との交差点に至り、同点から蒜山大山有料道路を南東方に進み、鳥取県

昭和四十六年

七月一日から

昭和五十三年

九月二十日まで

一八九三ヘクタール

蒜山・大山ス
カイヤイン銃
猟禁止区域

香 取 銃 猟
禁 止 区 域

と岡山県の県境(見返峠)に至り、同県境を南方に進み、通称鬼面台三角点八六九米に至り、同三角点と町道下蚊屋笠原線と笠原開拓道路の交差点を北西方に直線で結び、同交差点から笠原開拓道路を北西方に進み、基点に至る線で囲まれた一円の区域

西伯郡大山町豊房地内大山町道佐摩香取線と大山町道岩伏二号線との交差点を基点とし、同基点から大山町道佐摩香取線を南方に進み、川手橋に至り、同橋から南方に通称鑄抜山土壘に沿って鑄抜山三角点(七〇五米)に至り、同三角点からさらに同土壘を南方に進み、県道赤碕大山線に達し、同線をさらに南東方に進み、倉吉管林署管内国有林大山経営区九一林班の北端に達し、同点から大山鳥獣保護区の境界を北東方に進み、川手川の上流と交差する点に達し、同点から川手川に沿って北方に進み、川手川と県道赤碕大山線と交差する点に達し、同点から県道赤碕

昭和四十六年

七月一日から

昭和四十八年

八月十二日まで

二四〇ヘクタール

昭和四十六年

七月一日から

昭和五十六年

六月三十日まで

三八〇ヘクタール

大山線を東北方に進み、同線と県道高橋下市停車場線との交差点に至り、同交差点から県道高橋下市停車場線を北方に進み、同線と中山町道岩伏横断線との交差点に達し、同点から中山町道岩伏横断線、名和町道岩伏横断線及び大山町道岩伏二号線をつぎつぎに西方に進み、基点に至る線で囲まれた一円の区域

鳥取県告示第五百六十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量（二等重力測量）
- 二 作業期間 昭和四十六年七月十日から昭和四十六年九月十八日まで
- 三 作業地域 米子市、境港市、岸本町、溝口町、日南町、日野町及び江府町

公 告

砂利採取法（昭和48年法律第74号）第15条第一項の規定により、昭和46年度の砂利採取業務主任者試験を、次のとおり実施する。

昭和46年6月29日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の科目及び時間

試 験 の 科 目	試 験 の 時 間
ウ) 砂利採取に関する法令	
ク) 砂利採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む）	午前10時から12時まで

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和46年7月30日（金曜日）

(2) 場 所 倉吉市

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履 歴 書 受験願書及び履歴書は商工振興課及び鳥取県建設業協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
- (3) 写 真 手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像

のものを願書にはりつけること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験票の所定欄にはりつけること。

5 受験願書の提出期間

昭和46年7月5日から昭和46年7月15日まで

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。